明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**三〇）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件の全部を改正する件（**法務**四三七）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四三八、四三九）　三

○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の第一条の改正の効力発生に関する件（**外務**三四九）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**三五〇）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**三五一）　四

○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（**同**三五二）　四

○アフガニスタン・イスラム共和国における「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三五三）　五

○第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三五四）　五

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件（**同**三五五）　六

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十三条第四項のスポーツ振興投票対象試合開催機構の名称の変更の届出があった件（**文部科学**一五七）　六

○保安林の指定をする件（**農林水産**二八九七～二八九九）　六

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一一四三）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一四四～一一四六）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**一一四七）　八

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一八）　八

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**関東地方整備局**四七一）　九

○道路に関する件（**近畿地方整備局**二三八、二三九）　九

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示五、六、茨城同五、石川同二～六、京都同三～六、奈良同二～四、和歌山同三、島根同三、四、佐賀同四、鹿児島同二）　一〇

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、商業登記抹消関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

一三〇